

伊勢崎市移住支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、移住に係る一時的な経済負担の軽減を図り、もって東京圏から本市への移住を促進し、地域の活性化に資する人材を確保するため、東京圏から本市への移住者に対し予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、伊勢崎市補助金等交付規則（平成17年伊勢崎市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるもののほか、規則の例による。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の一部の区域のうち、別表第1に掲げる条件不利地域を除いた地域をいう。
- (2) 東京23区 地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する特別区の地域をいう。
- (3) 移住 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、本市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠を本市に置くことをいう。
- (4) 転入日 法第22条第1項第3号に規定する転入をした年月日（群馬県移住支援金事業費補助金交付要綱（平成31年4月26日制定）の施行の日以後に限る。）をいう。
- (5) 大学等 大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校等の高等教育機関をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる第1号から第4号までの要件を全て満たす者とする。ただし、2人以上の世帯向けの補助金額を申請する場合は、第5号の要件も満たす者とする。

- (1) 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。ただし、東京圏に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企

業へ就職した者については、通学期間の修業年限を上限（ただし、高等専門学校は2年を上限とする。）として、次に掲げる事項の対象期間とすることができる。

ア 転入日の前日を含む10年間のうち通算5年以上、東京23区内に在住していたこと又は東京圏に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

イ 転入日の前日を含む連続した1年以上の期間、東京23区内に在住していたこと又は東京圏に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、転入日の3箇月前までを当該1年の起算点とすることができる。

(2) 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 本市に転入したこと。

イ 規則第4条第1項の規定による申請の日（以下「申請日」という。）において、転入日の翌日から起算して1年を経過していないこと。

ウ 申請日から5年以上、本市に継続して居住する意思を有していること。

(3) 地域の担い手としての役割に関する要件 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

ア 就業に関する要件（一般の場合） 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ｱ) 就業先が、群馬県又は他の都道府県が開設する移住者向けの求人サイト（以下「マッチングサイト」という。）に、移住支援事業の対象として掲載している求人の対象法人であること。

(ｲ) 勤務地が東京圏以外の地域に所在すること。

(ｳ) (ｱ)に規定する求人への応募の日が、当該求人がマッチングサイトに掲載された日以降であること。

(ｴ) 勤務時間が週20時間以上の無期雇用契約に基づき、(ｱ)に規定する求人の対象法人に、申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

(ｵ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇

用であること。

イ 就業に関する要件（専門人材の場合） 次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 国が実施するプロフェッショナル人材支援事業又は先導的人材マッチング事業を利用した移住及び就業であること。
- (イ) 勤務地が東京圏以外の地域に所在すること。
- (ロ) 勤務時間が週 20 時間以上の無期雇用契約に基づき就業していること。
- (ハ) 就業先に、申請日から 5 年以上継続して勤務する意思を有していること。
- (ニ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること。
- (ホ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

ウ テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、本市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (イ) 原則として、恒常的に通勤しないこと、かつ、週 20 時間以上テレワークにより勤務すること。
- (ロ) 国が別途実施していたデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業による支援又は助成を受けていないこと。

エ 関係人口に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 申請日が属する年度の 4 月 1 日時点において 45 歳以下であること。
- (イ) 支給対象者の要件 次のいずれかに該当すること。
 - a 申請日において通算して 5 年以上本市に在住していた者であること。
 - b 本市内に取得した住宅（新築、中古を問わず、専用住宅、併用住宅（店舗等の用に供する部分を除く。））、区分所有されたマンション

ン及び長屋建住宅のうち、個人が所有し、自己の居住の用に供するものをいう。以下同じ。)を住居として転入する者で、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (a) 住宅が、建築請負契約に基づき施工され、又は不動産売買（売主が宅地建物取引業者であるもの又は宅地建物取引業者が仲介したものをいう。）によって取得したものであること。
- (b) 住宅が、2親等以内の親族からの贈与又は売買によって取得したものでないこと。
- c 転入日の前日を含む5年間において、ふるさと納税制度を利用し、本市に各年ごとに1回以上寄附をした実績が2年以上ある者。
- (㊦) 地域の担い手確保の要件 次のいずれかに該当すること。ただし、a、b又はcの要件に該当する場合は、本市内への就業に限る。
 - a 農林水産業を営む法人に就業していること。
 - b 農業に従事し、かつ、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の2に規定する農地台帳に登録されている者若しくは農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項の規定による認定申請を行った者又はその者に雇用されている者であること。
 - c 家業（補助対象者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人又は個人事業主をいう。）へ就業していること。ただし、bに規定する者を除く。
 - d 市内に存する事業所等に就業し、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
 - (a) 勤務時間が週20時間以上の無期雇用契約に基づき就業していること。
 - (b) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

オ 起業に関する要件 国の新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金（移住・起業・就業型））又はその前歴事業を活用して群馬県が実施する起業支援事業（以下「起業支援事業」という。）に係る起

業支援金の交付決定を申請日から1年以内に受けていること。

(4) その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 日本人又は外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2に規定する永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条に規定する特別永住者のいずれかの在留資格を有するものに限る。）であること。

イ 申請日の前日を含む10年間において、世帯の構成員全てが本要綱に基づく補助金を受給していないこと。ただし、第12条第2項第1号若しくは第2号の規定により全額返還を行った場合又は本要綱に基づく補助金を受給した申請時において18歳未満の世帯員であった者が、当該申請時から5年以上経過し18歳以上となり、申請者として申請する場合を除く。

ウ 群馬県又は本市が補助対象者として不適当と認めた者でないこと。

(5) 世帯に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請日において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも申請日において、転入日の翌日から起算して1年を経過していないこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、前号イに該当すること。

2 本補助金及び伊勢崎市地方就職支援事業補助金の移転費にかかる補助金について、両方の交付を受けることはできない。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助対象者が単身世帯の場合にあつては60万円とし、2人以上の世帯の場合にあつては100万円とする。

2 18歳未満の世帯員（申請日の属する年度の4月1日以前において18歳未満である者で、補助対象者が扶養する者）を帯同して移住する場合は、当

該 18 歳未満の者 1 人につき 100 万円を加算する。

（申請書の様式等）

第 5 条 規則第 4 条第 1 項の申請書の様式は、様式第 1 号のとおりとする。この場合において、様式第 1 号は規則第 13 条の報告書を兼ねるものとする。

2 規則第 4 条第 1 項の申請書の提出は、第 3 条第 1 項第 3 号ア、イ又はエ(ウ)に掲げる要件を満たす場合にあっては就業先への採用が決定した後、同号ウに掲げる要件を満たす場合にあっては転入日以降、同号オに掲げる要件を満たす場合にあっては起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けた後から交付を受けようとする年度の市長が定める日までに、様式第 1 号に次条第 2 項に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（記載事項）

第 6 条 規則第 4 条第 1 項第 5 号に規定する市長の定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 申請者の生年月日
- (2) 申請者の電話番号及びメールアドレス
- (3) 移住支援事業補助金の種類
- (4) 世帯の種類及び同時に移住した家族の人数
- (5) 転入年月日及び転出元住所
- (6) 就業年月日又は起業支援金交付決定日
- (7) 東京 23 区内又は東京圏での在住履歴
- (8) 東京 23 区内での在勤履歴（東京 23 区内の在勤者に該当する場合）
- (9) 転入後の生活状況（テレワークに関する要件により申請する場合）

2 規則第 4 条第 2 項第 5 号に規定する市長の定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 写真付き身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）の写し。ただし、申請者が外国人の場合は、在留カード又は特別永住者証明書の写し
- (2) 世帯全員の住民票（記載事項に省略のないもの。ただし、個人番号（マイナンバー）を除く。）
- (3) 移住元の住民票の除票又は戸籍の附票の写し（2 人以上の世帯向けの補

助金額を申請する場合にあっては、申請者を含む世帯員の移住元での在住地を確認できる書類)

- (4) 誓約書兼同意書(様式第2号)
- (5) 移住先の就業先の就業証明書(一般の場合)(様式第3号その1)(第3条第1項第3号アの要件を満たす場合に限る。)
- (6) 移住先の就業先の就業証明書(専門人材の場合)(様式第3号その2)(第3条第1項第3号イの要件を満たす場合に限る。)
- (7) 所属先企業等の就業証明書(テレワークの場合)(様式第3号その3)(第3条第1項第3号ウの要件を満たす場合に限る。)
- (8) 関係人口に関する要件に係る認定申請書(様式第4号)、別表第2及び別表第3に掲げる関係人口に関する要件を満たす者に係る添付書類等(様式第3号その4、様式第3号その5及び様式第3号その6)(第3条第1項第3号エの要件を満たす場合に限る。)
- (9) 起業支援金の交付決定通知書(第3条第1項第3号オの要件を満たす場合に限る。)
- (10) 東京23区内で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元の在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)(第3条第1項第1号で東京23区内への通勤の要件を満たすことにより移住支援金を申請しようとする被用者又は雇用者に限る。)
- (11) 開業届出済証明書等(移住元での在勤地を確認できる書類)(第3条第1項第1号で東京23区内への通勤の要件を満たすことにより移住支援金を申請しようとする法人経営者又は個人事業主に限る。)
- (12) 個人事業主の納税証明書(移住元での在勤地を確認できる書類)(第3条第1項第1号で東京23区内への通勤の要件を満たすことにより移住支援金を申請しようとする法人経営者又は個人事業主に限る。)
- (13) 通学していた東京23区内の大学等の卒業証明書等(在学期間や卒業校を確認できる書類)(第3条第1項第1号イに規定するただし書の要件を適用する場合に限る。)
- (14) その他市長が必要と認める書類

3 規則第4条第1項第2号から第4号までに掲げる事項は、記載することを

要しない。

- 4 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は、要しない。

（交付決定通知書等の様式）

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第5号のとおりとする。

この場合において、様式第5号は、規則第14条の規定による通知を兼ねるものとする。

- 2 市長は、規則第5条第1項の審査等の結果、補助金を交付することが不適当と認めたときは、移住支援事業補助金不交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第8条 市長は、前条第1項の規定による補助金の額の確定後、移住支援事業補助金交付請求書（様式第7号）による請求に基づき補助金を交付するものとする。

（経過報告）

第9条 第3条第1項第3号エ[㊦]の地域の担い手確保の要件に掲げる事項のうち、b又はcに規定する個人事業主への就業の要件を満たす補助事業者等は、関係人口に関する要件に係る経過報告書（様式第8号）に申請日の翌年又は翌々年に税務署等が受理した確定申告書の写し等（第3条第1項第3号エ[㊦]の地域の担い手確保の要件に掲げる事項のうち、b又はcに規定する個人事業主への就業の要件を満たすことを確認できる書類）を添付し、申請日から2年以内に市長に提出しなければならない。

（居住及び就業状況の報告）

第10条 本要綱に基づく補助金の交付を受けた者は、申請日から1年を経過するごとに、居住・就業状況報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。ただし、申請日から5年を経過した場合又は次条第1項の規定により、交付決定が取り消された場合を除く。

（補助金の交付決定の取消し）

第11条 市長は、規則第16条の規定のほか、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。ただし、雇

用企業の倒産、災害、本人の病気その他やむを得ない事情があるものとして群馬県知事と協議の上市長が認めた場合は、この限りではない。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞したとき。（第3条第1項第3号ア、イ又はエ[㊦]の要件を満たすことにより補助金の交付を受けた場合に限る。）
- (3) 第9条に定める書類を提出しないとき。
- (4) 起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消されたとき。
- (5) 申請日から5年未満に市外へ転出したとき。

2 市長は、規則第16条第1項及び前項の規定により当該補助金の交付決定を取り消すときは、移住支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 規則第17条第1項の命令は、移住支援事業補助金返還命令書（様式第11号）により行うものとする。

2 返還を命ずる額は次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第1項第1号から第4号までに該当する者 全額の返還
- (2) 前条第1項第5号に該当する者のうち、申請日から3年未満に市外に転出した者 全額の返還
- (3) 前条第1項第5号に該当する者のうち、申請日から3年以上5年未満に市外へ転出した者 半額の返還

（書類の経由）

第13条 規則及びこの要綱に基づき市長に提出する書類は、企画部企画調整課を経由しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年３月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（令和４年４月１３日決裁）から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

都県名	条件不利地域
東京都	檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村
埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村及び神川町
千葉県	銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、いすみ市、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町及び鋸南町
神奈川県	三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町及び清川村

別表第 2 （第 6 条関係）

支給対象者の要件	様式第 4 号に添付する書類等
申請日において通算して 5 年以上本市に在住している者	戸籍の附票又は住民票の除票の写し
市内に住宅を取得した者	住宅の位置図及び見取図の写し、住宅購入に係る契約書の写し、住宅の登記事項証明書の写し並びに住宅を取得したことが分かる書類として市長が必要と認める書類
転入日の前日を含む 5 年間に於いて、ふるさと納税制度を利用し、本市に各年ごとに 1 回以上寄附をした実績が 2 年以上ある者	ふるさと納税に係る寄附受領証明書（2 年分）

別表第 3 （第 6 条関係）

地域の担い手確保の要件	様式第 4 号に添付する書類等
農林水産業を営む法人に就業した者	就業証明書（様式第 3 号その 4）

農業に従事し、かつ、農家台帳に登載されている者	耕作面積証明書
農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の規定による認定申請を行った者	青年等就農計画認定申請書の写し
農業に従事し、かつ、農地台帳に登載されている者又は農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の規定による認定申請を行った者に雇用されているもの	就業証明書（様式第3号その4）
家業に就業した者	就業証明書（様式第3号その5）及び戸籍全部事項証明書（補助対象者にとって就業先の代表者、取締役等又は個人事業主が3親等以内の親族であることを証明できる書類）
市内に存する事業所等に就業した者	就業証明書（様式第3号その5）及び所在証明書又は法人登記簿謄本。 ただし、これらの書類により、要件を満たすことが確認できない場合は、就業先事業所等のホームページの写し等